

八戸市卓越技能者表彰要綱

(目 的)

第1 この要綱は、同一職業に従事し優れた技能を通して市の産業の発展に寄与した技能者を表彰することにより、技能者のより一層の地位向上と、技能尊重の気運を高めるとともに、技能の研鑽を奨励することを目的とする。

(表彰の種類)

第2 表彰の種類は、次のとおりとする。

- (1) 八戸市卓越技能者表彰
- (2) 八戸市技能奨励賞表彰

(表彰の対象)

第3 表彰は、市内に居住し、かつ、市内の事業所において就業している技能者で、次の各号すべての要件を充たす者に対して行う。

- (1) 八戸市卓越技能者表彰

ア その者の有する技能の程度が卓越しており、市全体を通じて当該技能において第一人者と目されていること。

イ その者の有する優秀な技能を要する職業に関して、表彰の行われる年の11月1日現在において、20年以上の経験を有し、かつ、現に当該職業に就業しており、年齢満45歳以上の者であること。

ウ 就業を通じて後進技能者の技能指導を行い、あるいは技能者の教育、訓練に携わり技能者の育成、及び技能に関する創意工夫、改善等によって生産性の向上及び産業の発展に寄与している者であること。

エ 勤務成績、日常行動においても、他の技能者の模範と認められる者であること。
また、過去において禁固以上の刑に処せられたことのないこと。ただし、刑が消滅した者を除く。

オ 引き続き、その職業に従事する者であること。

- (2) 八戸市技能奨励賞表彰

ア 市全体を通じてその有する技能の程度が極めて優秀であり、将来その活躍が一層期待される者であること。

イ その者の有する優秀な技能を要する職業に関して、表彰の行われる年の11月1日現在において、10年以上の経験を有し、かつ、現に当該職業に就業しており、年齢満45歳未満の者であること。

ウ 技能に関する創意工夫、改善等によって生産性の向上及び産業の発展に寄与している者であること。

エ 勤務成績、日常行動等においても、他の技能者の模範と認められる者であること。
また、過去において禁固以上の刑に処せられたことのないこと。ただし、刑が消滅した者を除く。

オ 引き続き、その職業に従事する者であること。

(表 彰)

第4 表彰は、毎年1回行う。

(被表彰者の決定)

第5 被表彰者は、10人以内とし第7により推薦された者の中から、選考委員会の審議を経て、市長が決定する。

なお、必要に応じて候補者の職種に関わる団体等の意見を聴取することができるものとする。

(表彰の方法)

第6 表彰は、表彰状及び記念品を授与して行う。

(推薦の方法)

第7 各技能職種団体等の長は、第3に該当し、真に表彰されるにふさわしい者を別表に定める職種について、表彰の種類毎に原則として1名選考し、市長に推薦するものとする。

2 前項の推薦は、別に定める日までに行わなければならない。

(提出書類)

第8 候補者を市長に推薦する場合は、次の書類を提出するものとする。

- (1) 被表彰候補者推薦書(様式第1号)
- (2) 被表彰候補者調書(様式第2、3号)
- (3) その他の資料

候補者の最も高く評価されている技能の程度及び功績を立証又は説明することのできる資料をできる限り集め添付すること。

なお、後日返還を要するものについては、その旨を明示すること。

ア 新聞記事等

本人の実績に関する新聞、雑誌、業界紙の記事等。

イ 説明書、図面、写真等

本人の製作物又は発明、考案、改善等に関する説明書、図面、写真等。

また、専門的・技術的分野に関するものについては、平易な解説を付す等の配慮をすること。

ウ 特許、実用新案等の資料

特許、実用新案等については、発明者名(共同の場合、担当分野を明らかにすること。)、所有権者名、内容、取得年月日を明らかにする資料及び証書の写しを添付すること。

(異動報告)

第9 推薦した者は、提出書類の内容に異動又は変更があったときは、直ちに市長に報告しなければならない。

附 則

この要綱は、平成 10 年 7 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 12 年 7 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 14 年 7 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 16 年 7 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から実施する。